

# 半田市道路照明灯修繕計画



令和7年3月

半田市 建設部 土木課

# 目 次

1. 修繕計画の目的	-----	1
2. 修繕計画の対象施設	-----	1
3. 修繕計画の基本方針	-----	1.2
3.1基本方針		
3.2健全度の把握の基本的な方針		
4. 次回点検・修繕時期	-----	2

別添：道路照明灯個別施設計画

## 1. 修繕計画の目的

本市が管理する道路照明灯は令和7年3月時点において1,216基あり、高度経済成長期に建設された道路照明灯が多いことから、今後維持管理費のさらなる増加が懸念されます。こうした背景のもと、管理する照明灯を対象に、限られた財源の中で管理を実施することを目的として「道路照明灯修繕計画」を策定しました。本修繕計画では、損傷が顕在化してから修繕や更新を実施する従来の「事後保全」から、損傷が顕在化もしくは軽微な段階で修繕を実施する「予防保全」へ転換を図る計画を策定しました。

## 2. 修繕計画の対象施設

表 1 修繕計画の対象道路照明灯数

道路照明灯	1,216基
1級市道	338基
2級市道	239基
その他市道	567基
国・県道	23基
その他	49基

## 3. 修繕計画の基本方針

### 3.1 基本方針

本市では、道路照明灯の持続的な安全を確保するため、下図に示すようなPDCAサイクルによる「予防保全型の維持管理」を実行していきます。修繕計画(Plan)を策定し、それに基づき修繕を実施(Do)し、継続的に定期点検(Check)を実施することにより、道路照明灯の健全度を把握するとともに、修繕効果の検証を行います。

そして、定期点検結果や修繕結果等で得られる知見を基に、道路照明灯の劣化を予測し修繕計画の見直しや設計へ反映(Action)します。

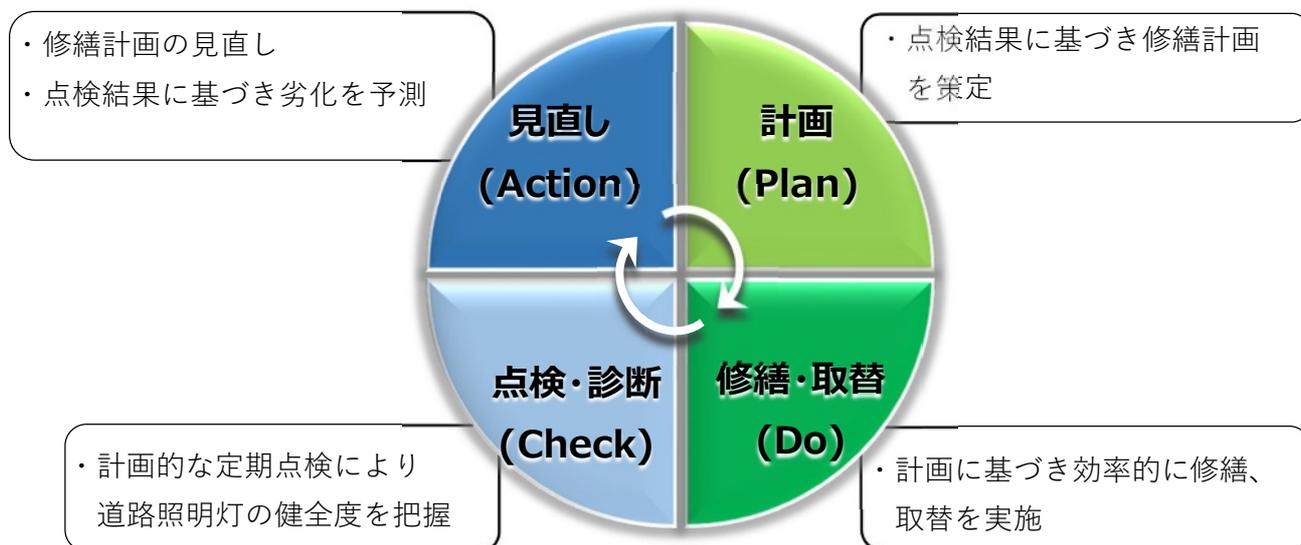


図 1 PDCAサイクルによる予防保全型の維持管理

## 3.2 健全度の把握の基本的な方針

「附属物(標識、照明施設等)定期点検要領【愛知県建設局道路維持課 令和2年4月】」に基づき点検を行っていく。

定期点検を概ね5年ごとに行い、道路照明灯の変状を把握し、全国統一の判定区分により健全性をⅠ～Ⅳで診断を行う。対策が必要となった場合、点検結果をもとに変状原因を特定して修繕方法を決定し、修繕の必要性とともに、路線の重要性や交通量、安全性を考慮して修繕の優先順位を定め修繕計画を策定する。

表2 健全性の診断区分(健全度)

Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

表3 点検項目及び方法

定期点検	中間点検	外観目視	外観目視を基本とし、高所など目視が困難な部位に対しては、適宜カメラのズーム機能などを用い、全部位の確認を行う。
	詳細点検	近接目視	所定の部位に対して点検用資機材を用いて近接目視を行う。必要に応じて、触診や打音等を併用して行う。

## 4. 次回点検・修繕時期

定期点検の計画及び結果を個別施設計画に示す。

判定区分がⅢの道路照明灯に関しては、路線の重要性や交通量、安全性を考慮して修繕の優先順位を定め、順次実施していく。

判定区分がⅣの道路照明灯に関しては、応急処置等を行い、早期に対策を行っていく。